

参 考 資 料

I 地域福祉を取り巻く状況と課題（補記）

1 各福祉分野を取り巻く社会状況

(1) 子どもを取り巻く状況

① 家庭環境と就労環境の状況

夫婦共働き世帯数は、世帯総数の半数以上であり、育児をしている女性のうち、仕事をしている人の割合は、平成 29 年度に 15～24 歳以外の年代で 5 割以上を占めています。

また、介護を行っている有業者のうち、男性が 44.9%、うち 40～50 歳代が 23.1%となっており、有業者全体の約 4 分の 1 を占めています。

介護や子育てによる家庭の負担が増加しており、介護休業・育児休業の取得率も低いため、働きながら子育てや介護が両立できる環境の整備や地域で家庭を支える仕組みの充実が必要です。

夫婦ともに有業の世帯数

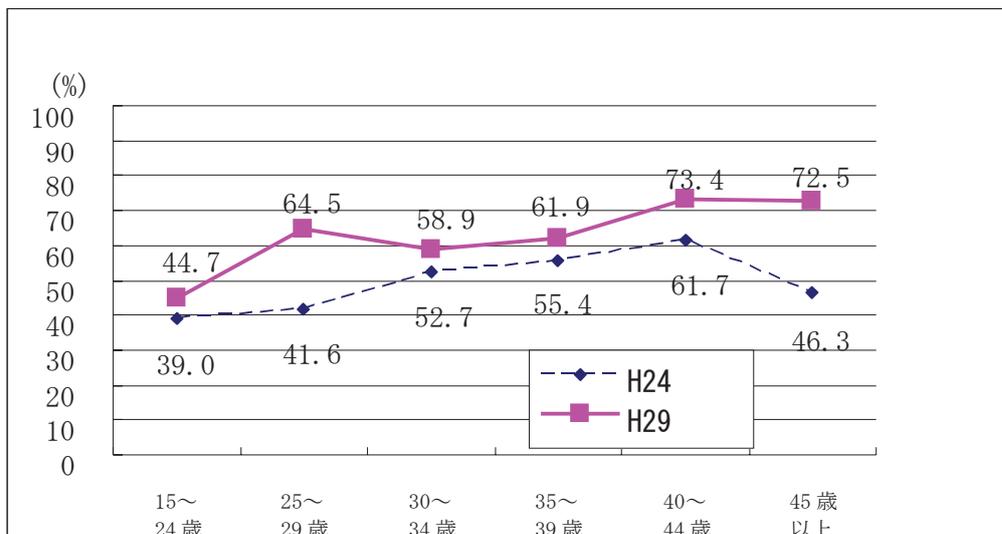
(単位：世帯)

世帯総数		夫婦共働き世帯数		割合	
H29	H24	H29	H24	H29	H24
831,200	847,200	441,000	424,700	53.1%	50.1%

資料：経済産業部就業支援局労働雇用政策課「就業構造基本調査」

育児をしている女性の有業率

※全ての年齢階級で上昇



資料：静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課「就業構造基本調査」

介護を行っている有業者数

年度	区分	介護有業者数	うち、男性	
			うち、40～50歳代	
H24	全国	2,910,200人	1,309,200人(45.0%)	689,900人(23.7%)
	静岡県	81,100人	34,100人(42.0%)	16,500人(20.3%)
H29	全国	3,463,200人	1,514,900人(43.7%)	820,800人(23.7%)
	静岡県	95,800人	43,000人(44.9%)	22,100人(23.1%)

資料：静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課「就業構造基本調査」

②子育て環境の状況

雇用形態やライフスタイルが多様化する中、少子高齢化や核家族化の進行により、地域や家庭における子育て機能の低下や子育て家庭の孤立が課題となっています。

また、保育所、放課後児童クラブの待機児童の発生や虐待児童数の増加、ひとり親世帯の貧困など、その対応や支援も課題となっています。

保育所等の入所児童数と待機児童数の推移（静岡県）

（単位：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
入所児童数	56,255	58,786	61,079	63,742	65,710	66,533
待機児童数	780	449	456	325	212	122

※平成26年度の入所児童数は、地域型保育事業を含まない。

資料：静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 各年4月1日現在

放課後児童クラブ待機者数の推移（静岡県）

（単位：人）

区分	H29	H30	R1	R2
県所管分	322	287	551	409
静岡市	315	173	86	43
浜松市	392	355	471	271
計	1,029	815	1,108	723

※令和元年度までは各年5月1日時点調査。令和2年度は7月1日時点調査

児童虐待処理件数、一時保護等の推移（静岡県）

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
相談処理件数	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461
一時保護	616	692	553	724	828

資料：静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

種類別虐待処理件数の推移（静岡県）

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
心理的虐待	1,014	1,241	1,251	1,572	2,001
身体的虐待	638	652	510	663	804
ネグレクト	526	565	557	627	601
性的虐待	27	38	50	49	55
計	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461

資料：静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

ひとり親世帯数の推移（静岡県）

（単位：世帯）

区 分	H7	H12	H17	H22	H27
母子世帯	19,876	23,616	28,886	30,944	30,849
父子世帯	5,802	5,916	6,955	6,977	6,281
計	25,678	29,532	35,841	37,921	37,130

資料：静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

ひとり親世帯の収入(平均世帯年収)の状況（全国）

区 分	一般家庭	母子家庭	母子家庭の 平均世帯人員	父子家庭	父子家庭の 平均世帯人員
全 国	707.8万円	348万円	3.29人	573万円	3.65人

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

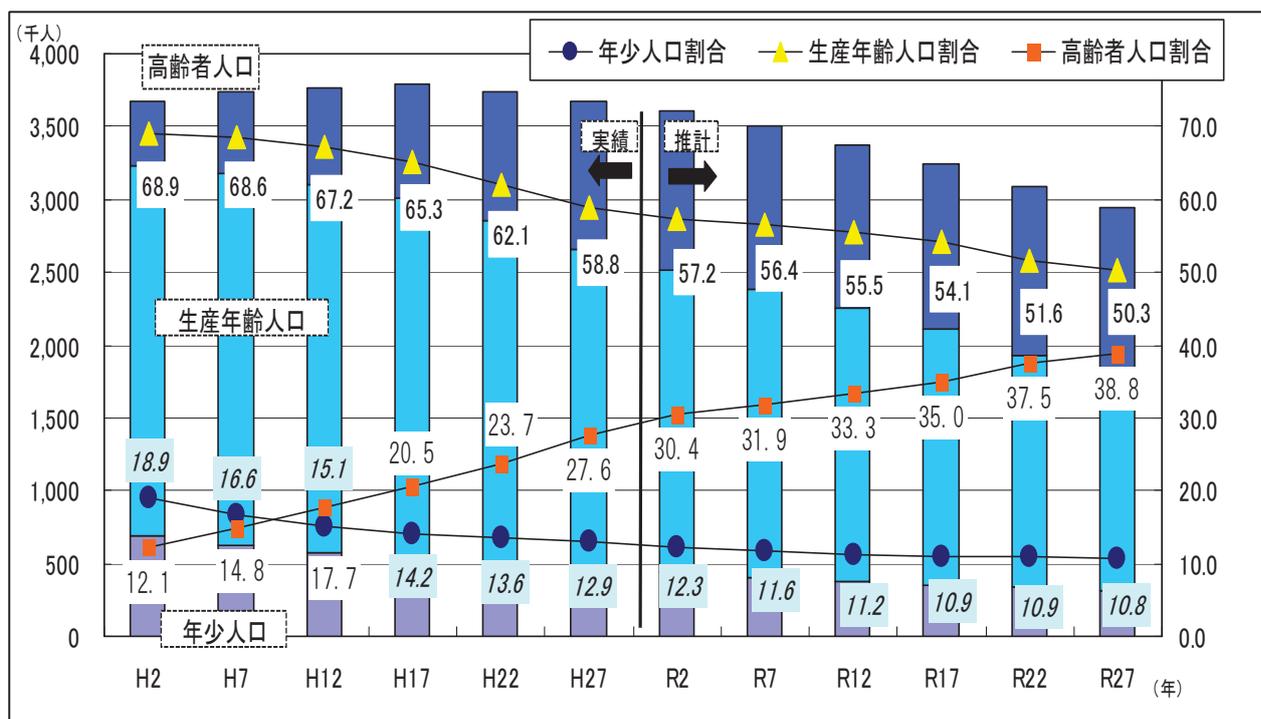
(2) 高齢者を取り巻く状況

急速な高齢化の進行により、県内の高齢者のみ世帯やひとり暮らし世帯、要介護認定者の数は年々増加し、令和 27 年には、県民の 3 人に 1 人が高齢者という社会が到来することが見込まれています。今後、ますます福祉・介護人材のニーズは高まり、併せてゴミ出しや買物などの生活支援ニーズ、通院などの移動支援ニーズなどが增大することが見込まれ、多様化するニーズへの対応が課題となっています。

令和 2 年 4 月の市町別高齢化率（65 歳以上の割合）については、40%を超える市町数が 10 市町あり、うち 9 市町が伊豆地域に集中しているなど、地域差があり、課題も異なります。

特殊詐欺の被害について、被害者の年代は 70 歳代、80 歳代が約 8 割であり、地域で安心して暮らしていくために地域での見守りや支え合いが一層重要となります。

高齢者人口の推移



出典：2015 年以前は国勢調査
2020 年以降は「日本の地域別将来人口推計(H30.3 推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

高齢者世帯数の推移 (静岡県)

(単位：世帯)

区分	H22	H28	H29	H30	R1	R2
総世帯数	1,488,973	1,547,471	1,560,445	1,574,075	1,588,299	1,604,254
高齢者のみ世帯数	264,659	365,437	380,341	393,867	409,246	443,311
高齢者ひとり暮らし世帯数	135,871	192,872	203,709	210,375	221,329	249,227

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局長寿政策課「高齢者福祉行政の基礎調査」

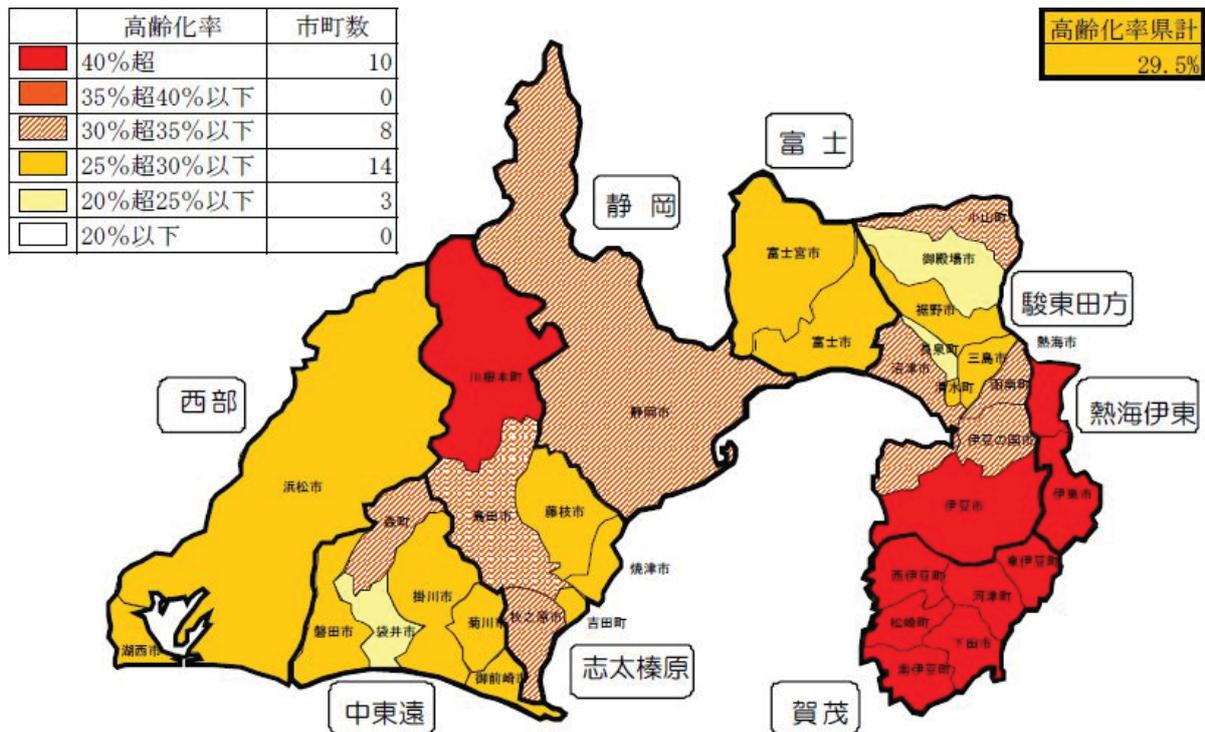
要介護認定者数の推移（静岡県）

（単位：人）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
要介護認定者数	159,387	164,153	167,753	170,603	176,071

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課「介護保険事業状況報告」各年度3月末日現在

市町別高齢化率（65歳以上人口）の状況（令和2年4月1日時点）



資料：静岡県福祉長寿局長寿政策課「令和2年度高齢者福祉行政の基礎調査結果」

高齢者虐待の状況（静岡県）

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29	H30	
養介護施設従事者等による虐待	9	9	9	7	
養護者による虐待	394	379	371	364	
種類別内訳 (重複)	身体的虐待	268	279	255	253
	介護・世話の放棄	109	83	104	65
	心理的虐待	187	148	144	153
	性的虐待	1	2	0	3
	経済的虐待	68	66	61	60

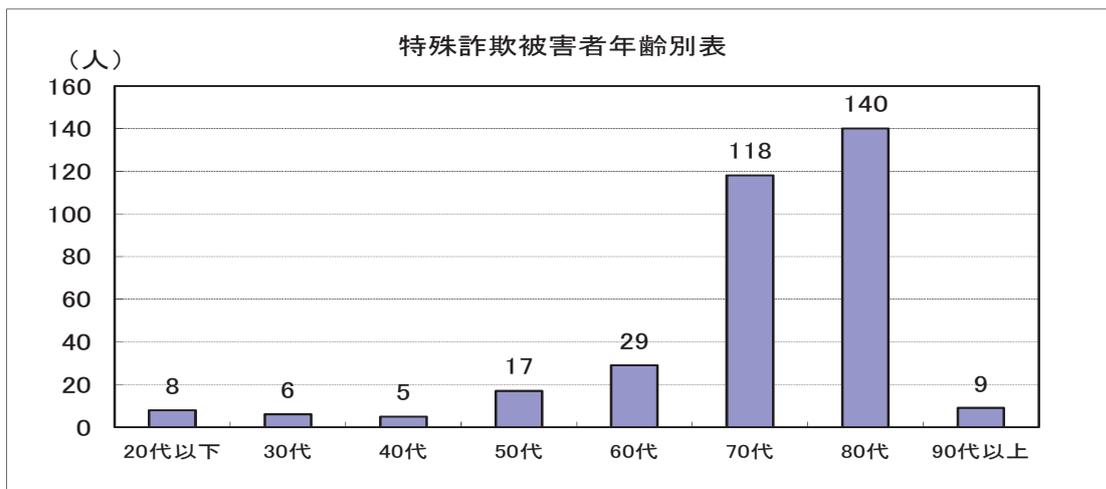
資料：静岡県健康福祉部健康局健康増進課

高齢者の交通事故件数と運転免許証の自主返納数

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R元
高齢者の運転免許証の自主返納数	11,118	12,896	15,516	15,229	20,164
高齢者事故件数	10,364	10,259	10,113	9,655	8,962

特殊詐欺の年代別構成比(静岡県) (令和元年1~12月)



資料：静岡県警察生活安全企画課

特殊詐欺被害件数、被害額の推移(静岡県)

年	被害件数	対前年比	被害額	対前年比
H24	174件	+11件	80,707万円	+51,316万円
H25	257件	+83件	127,051万円	+46,344万円
H28	332件	+17件	91,840万円	+21,751万円
H29	398件	+66件	104,207万円	+12,367万円
H30	423件	+25件	97,015万円	▲7,192万円
R元	332件	(※)	61,723万円	(※)

※令和元年から「キャッシュカード詐欺盗」が加わったため、前年との単純比較はできない。

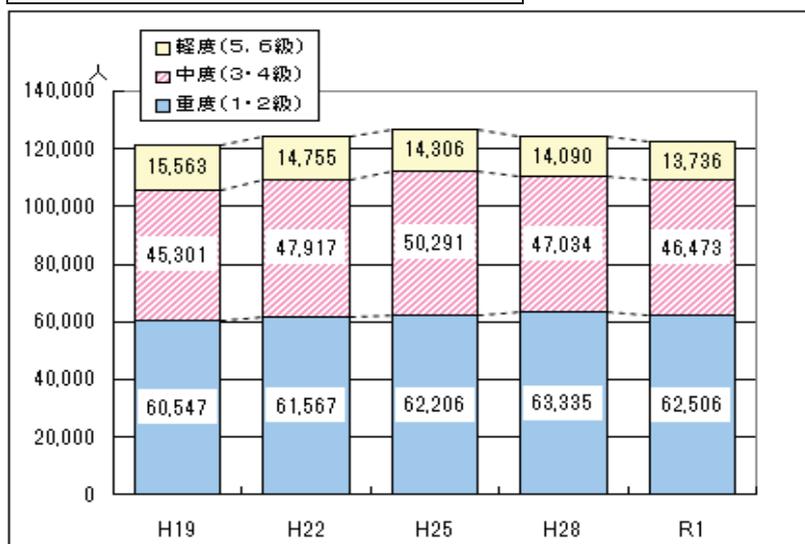
資料：静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課

(3) 障害のある人を取り巻く状況

障害のある人は、知的障害、精神障害のある人について年々増加傾向にあります。また、障害のある人の高齢化や重度化により、多様な障害特性に応じた地域生活での支援が課題となっています。

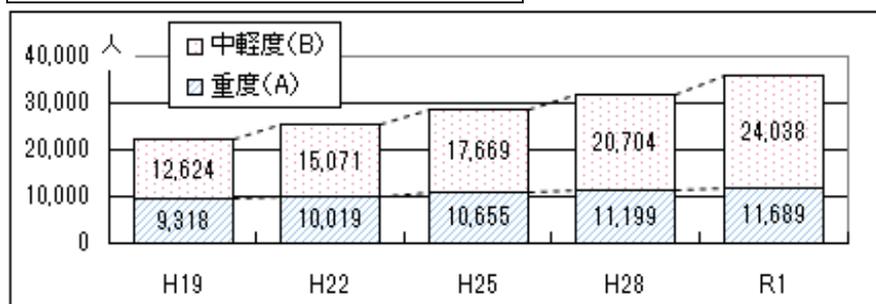
さらに、障害児者の虐待件数は、令和元年度は、通報・相談があった186件のうち、虐待と判断した件数が60件で前年度と比べ横ばいですが、人権侵害に係る重大な問題であることから、今後も虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

身体障害のある人の推移（静岡県）



資料 静岡県健康福祉部障害福祉課

知的障害のある人の推移（静岡県）



資料 静岡県健康福祉部障害福祉課

精神障害関係の入院・通院患者数の推移（静岡県）

(単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
通院	40,704	42,722	45,020	46,995	49,150
入院	5,560	5,509	5,453	5,350	5,281
計	46,264	48,231	50,473	52,345	54,431

資料：静岡県健康福祉部障害福祉課

障害児者の虐待件数（政令市を含む）

令和元年度 市町障害者虐待防止センターの受付状況

虐待種別	養護者	障害者福祉施設従事者	使用者	その他	計	
通報・相談 件数	122件 (108件)	52件 (46件)	12件 (9件)	—	186件 (163件)	
虐待と判断	52件 (50件)	8件 (11件)	—	—	60件 (61件)	
虐待内容※	身体的虐待	33件 (37件)	6件 (8件)	—	—	39件 (26件)
	性的虐待	4件 (0件)	1件 (1件)	—	—	5件 (1件)
	心理的虐待	12件 (15件)	1件 (2件)	—	—	13件 (17件)
	ネグレクト	8件 (8件)	0件 (0件)	—	—	8件 (8件)
	経済的虐待	12件 (9件)	0件 (1件)	—	—	12件 (10件)

※ 1件で複数該当する場合があるため、虐待内容欄の件数とは一致しない。

※ カッコ内は前回調査結果（平成30年度）のもの

資料：静岡県健康福祉部障害者政策課

(4) 生活困窮者等を取り巻く状況

生活保護受給世帯数は、毎年微増しており、令和元年度の1か月平均の世帯数は24,988世帯と前年比で312世帯増加しました。世帯累計別では、高齢者世帯が占める割合が最も高く、毎年増加しています。子どもの貧困も深刻であり、全国の子どもの貧困率は13.5%で約7人に1人が貧困状態にあります。本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等への進学率は平成30年4月に90.1%であり、全国で34位となっています。

保護や支援を必要とする人や世帯が、安定した生活を取り戻すための就労支援や居住支援等を含め、生活全般に係る支援の仕組みが課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一時的に住居資金や生活資金が不足する世帯が急増しており、対策が必要です。

被保護世帯、人員、保護率の推移（静岡県） ※1か月平均 （単位：人、世帯、%）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
被保護人員	30,455	30,700	31,071	31,246	31,158	31,300
被保護世帯数	23,503	23,919	24,361	24,743	24,911	25,215
保 護 率	0.82	0.83	0.84	0.85	0.85	0.86

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

生活保護受給世帯の種類の推移（静岡県） ※1か月平均 （単位：世帯）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	
保護受給世帯数	23,699	24,131	24,519	24,676	24,988	
内訳	高齢者世帯	11,856	12,544	13,227	13,569	13,887
	母子世帯	1,212	1,224	1,183	1,122	1,083
	障害者世帯	2,798	2,806	2,763	2,821	2,920
	傷病者世帯	3,421	3,294	3,138	3,044	2,993
	その他世帯	4,412	4,263	4,208	4,120	4,106

注：保護停止中の世帯を除くため、上のグラフの被保護世帯数とは一致しない。

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課「福祉行政報告例」

子どもの貧困の状況等

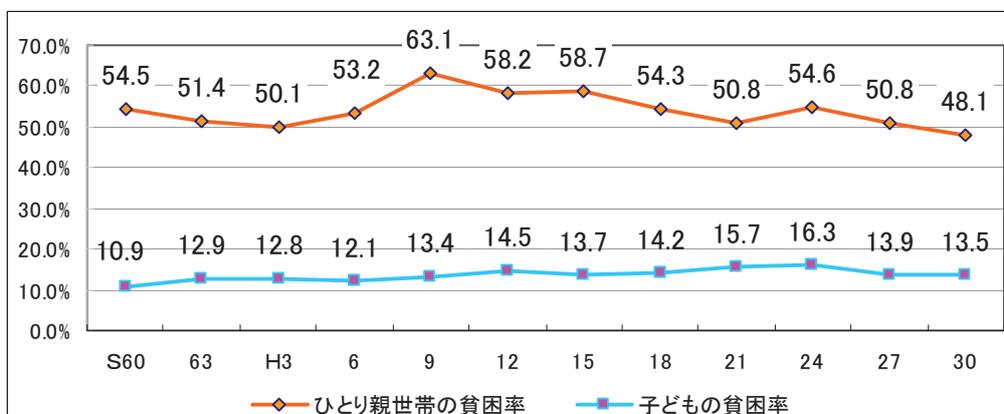
指標（全国）	H24	H27	H30
子どもの貧困率	16.3%	13.9%	13.5%
ひとり親世帯の貧困率	54.6%	50.8%	48.1%

指標：国民生活基礎調査

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

相対的貧困率（全国）

相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。



指標：国民生活基礎調査

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局社地域福祉課

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

(単位：%)

	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
全 国	91. 1	92. 8	93. 3	93. 6	93. 7
静 岡 県	83. 6	85. 7	86. 4	89. 9	90. 1
順位 (高い方から)	45 位	40 位	41 位	36 位	34 位

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

生活困窮者自立支援事業の相談件数

	新規相談受付件(A) (件)	支援プラン作成件数(B) (件)	就職者数(C) (人)	就職率(C/A) (%)
H27	6, 313	861	718	11. 4
H28	6, 221	1, 211	870	14. 0
H29	6, 311	1, 135	776	12. 3
H30	6, 151	1, 311	652	10. 6
R1	7, 153	1, 438	771	10. 8

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

住居確保給付金の支給実績（政令市含む）

※新型コロナウイルス感染症対策関連

	R2. 4	R2. 5	R2. 6	R2. 7	R2. 8	R2. 9
支給開始件数 (件)	66 (1)	360 (17)	697 (17)	562 (13)	249 (9)	200 (7)
支給済金額 (千円)	2, 510 (31)	15, 473 (486)	48, 839 (883)	67, 674 (1, 274)	58, 846 (1, 374)	46, 699 (1, 331)

※括弧内は郡部の実績、R2. 4. 20 から支給要件が緩和

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

生活福祉資金の特例貸付状況（政令市含む）

※新型コロナウイルス感染症対策関連

		～R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9
緊急小 口資金	件数	2,311	2,857	2,842	2,721	2,196	1,713
	金額 (千円)	348,300	425,900	507,838	500,600	398,850	317,800
総合支 援資金	件数	8	20	429	789	864	797
	金額 (千円)	2,685	8,622	221,146	374,691	434,280	466,150
計	件数	2,319	2,877	3,271	3,510	3,060	2,510
	金額 (千円)	350,985	434,522	728,984	875,291	833,130	783,950

※R2.3.25より特例貸付の受付を開始

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

(5) その他福祉を取り巻く状況

① 成年後見制度等の利用状況

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた後見人等が財産管理や身上保護を行うための制度ですが、十分に利用されていないことが課題になっています。

後見等の開始原因別・年齢別利用件数を見ると、令和元年に認知症を原因とする開始件数が747件と認知症以外の412件に比べ2倍近くになっており、年齢別では65歳以上が948件と65歳未満211件の4倍以上となっています。

申立件数	※各年1月～12月に申立てのあった件数 (単位：件)				
	H27	H28	H29	H30	R1
全 国	34,782	34,249	35,737	36,549	35,959
(前年比)	(+1.2%)	(-1.5%)	(+4.3%)	(+2.3%)	(-1.6%)
静岡県	1,059	1,003	1,148	1,200	1,170
(前年比)	(+3.6%)	(-5.3%)	(+14.5%)	(+4.5%)	(-2.5%)

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

成年後見制度の利用者数	※令和元年1月～12月に申立てのあった件数 (単位：人)				
	利用者数	うち 成年後見	保佐	補助	任意後見
全 国	224,442	171,858	38,949	10,983	2,652
静岡県	7,007	5,099	1,433	404	71

後見等開始原因別・年齢別 ※各年1月～12月に申立てのあった件数 (単位：件)

		H29	H30	R1
原因別	認知症	680	737	747
	認知症以外	391	407	412
年齢別	65歳未満	238	245	211
	65歳以上	833	899	948

中核機関設置市町数 (R2.9.1時点)

成年後見制度等を適切に利用できる環境や体制を整備した市町数

○4市町(静岡市、浜松市、三島市、牧之原市) / 35市町

<中核機関の5つの機能等> ※国の成年後見制度利用促進計画による
 ①広報 ②相談 ③制度利用の促進 ④後見人の支援 ⑤不正防止効果

実施機関設置数（市民後見人養成市町数）（R2.9.1時点）

市民後見人の育成やその活動を支援する体制を整備した市町数

○ 34市町 / 35市町

日常生活自立支援事業の利用状況

（単位：人）

市町社協名	H29	H30	R1	市町社協名	H29	H30	R1
下田市	12	14	18	小山町	5	2	3
東伊豆町	4	6	6	富士宮市	86	85	92
南伊豆町	2	2	2	富士市	69	65	67
松崎町	1	1	2	藤枝市	28	24	25
西伊豆町	1	1	1	焼津市	68	68	70
伊豆市	16	14	17	島田市	42	41	42
河津町	1	1	1	牧之原市	15	17	18
伊東市	11	13	10	吉田町	5	4	4
熱海市	53	62	68	川根本町	4	5	6
三島市	15	21	19	掛川市	47	43	34
伊豆の国市	26	29	34	御前崎市	19	17	20
函南町	5	6	14	菊川市	16	11	12
沼津市	61	51	49	磐田市	52	50	47
御殿場市	27	22	18	袋井市	8	9	10
裾野市	9	6	5	湖西市	12	12	12
清水町	4	5	5	森町	5	5	6
長泉町	15	14	12	33市町社協	744	726	749

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

②DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談状況

DVは、配偶者・パートナーなど親密な関係者の間で振るわれる暴力であり、相談件数や一時保護件数は年々増加しています。

DVは、家庭という密室の中で起こることが多く表面化しにくいいため、早期に発見し、相談支援や安全確保につなぎ、自立支援に至るまでの就労等の切れ目ない支援を行うことが課題となっています。

DV相談、一時保護件数の推移（静岡県）

（単位：件）

区分	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数	2,996	2,938	3,081	3,193	3,231
一時保護件数	58	35	50	55	61

資料：静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

③各福祉分野別の相談体制の状況

年度	センター数	ケアプラン作成件数		相談件数			
		要支援	総合事業 対象者	介護保険 その他	権利擁護 (成年後見等)	高齢者 虐待	合計
H27	142	83,140 (585)	1,527 (139)	309,178 (2,177)	11,515 (81)	6,386 (45)	327,079 (2,303)
H28	143	80,763 (708)	7,786 (268)	323,732 (2,263)	11,056 (77)	7,345 (51)	342,133 (2,392)
H29	146	66,927 (458)	15,814 (108)	339,766 (2,327)	13,247 (91)	8,001 (55)	361,014 (2,473)
H30	161	61,850 (384)	19,981 (124)	334,398 (2,077)	16,981 (105)	8,784 (55)	360,163 (2,237)
R1	162	76,187 (470)	22,656 (140)	343,991 (2,123)	17,455 (108)	10,141 (63)	371,587 (2,294)

※上段は件数、下段の（ ）はセンターあたりの平均

資料：静岡県健康福祉部健康局健康増進課

年度		箇所数	利用登録者数 (人)	相談支援件数 (件)	職場実習等 あつせん件数(件)	就職件数(件)
H27	全体	8	3,761	30,357	285	404
	平均		470	3,795	36	51
H28	全体	8	3,695	37,550	313	440
	平均		462	4,694	39	55
H29	全体	8	4,121	36,427	310	445
	平均		515	4,553	39	56
H30	全体	8	4,280	27,796	325	491
	平均		535	3,475	41	61
R1	全体	8	4,654	26,623	289	499
	平均		582	3,328	36	62

※平均（全体数／箇所数）

資料：静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

(子ども) 子育て世代包括支援センターの状況

年度	箇所数 (か所)	利用者数 (全施設) (年間)	1施設当たりの平均(年間)					
			利用者数 (人)	面接相談 件数 (件)	専門機関へ の紹介数 (件)	家庭訪問 件数 (件)	支援 サークル数 (か所)	子育て支援講 習会の開催数 (回)
H27	209	1,930,637	9,237	244	4	0	4	41
H28	211	2,078,896	9,853	253	4	0	3	44
H29	217	2,218,015	10,714	278	3	0	3	43
H30	219	2,191,143	9,870	255	3	0	3	46
R1	223	1,869,133	8,653	234	4	0	2	45

資料：静岡県健康福祉部子ども未来局子ども未来課

(生活困窮者) 生活困窮者自立支援事業の相談件数

※P111再掲

	新規相談受付件(A) (件)	支援プラン作成件数(B) (件)	就職者数(C) (人)	就職率(C/A) (%)
H27	6,313	861	718	11.4
H28	6,221	1,211	870	14.0
H29	6,311	1,135	776	12.3
H30	6,151	1,311	652	10.6
R1	7,153	1,438	771	10.8

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

④広域的支援が必要な方への対策の状況

専門的な医療ケアを必要とする難病患者等への支援、犯罪・非行などの再犯防止や社会復帰支援など、単独の市町では解決や支援が難しい課題に対しては、広域的な視点からの支援が必要です。

静岡県難病相談支援センター相談件数

年度※	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数(件)	1,108	1,014	1,624	1,403	1,629	1,492	574	395
相談延べ人数(人)	810	748	1,094	687	1,093	968	354	362

※H29までは政令市(静岡市、浜松市)を含む

資料：静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

県内の刑法犯検挙者及び再犯者数・率の推移

県内の刑法犯認知件数は平成15年以降、17年連続減少している。(単位：件)

年※	H14	H15	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯認知件数	63,008	62,275	23,480	22,097	20,869	19,659	17,876

※1月から12月までの年間

資料：静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課

	H26	H27	H28	H29	H30
静岡県内の刑法犯検挙者数	6,754人	6,491人	6,812人	6,329人	5,758人
うち再犯者数	3,184人	3,066人	3,146人	2,917人	2,714人
再犯者率	47.1%	47.2%	46.2%	46.1%	47.1%

※各年の数値は、1月から12月までの年間

資料：静岡県再犯防止推進計画

⑤福祉・介護分野における人材不足の状況

少子・高齢化、核家族化などにより、福祉・介護ニーズは多様化し、増大する一方で、生産年齢人口は減少することから、福祉・介護人材の確保は重要な課題となっています。

他の業種と比べ、給与、平均年齢、勤続年数について労働状況は厳しく、さらに①従事者の離職率が高い ②介護福祉士等の養成施設（学校）において定員割れが生じている ③介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在しているなど、課題があります。

福祉・介護分野の有効求人倍率は、全産業に比べて、依然として高い水準にあり、引き続き、人材の確保・定着を図る必要があります。

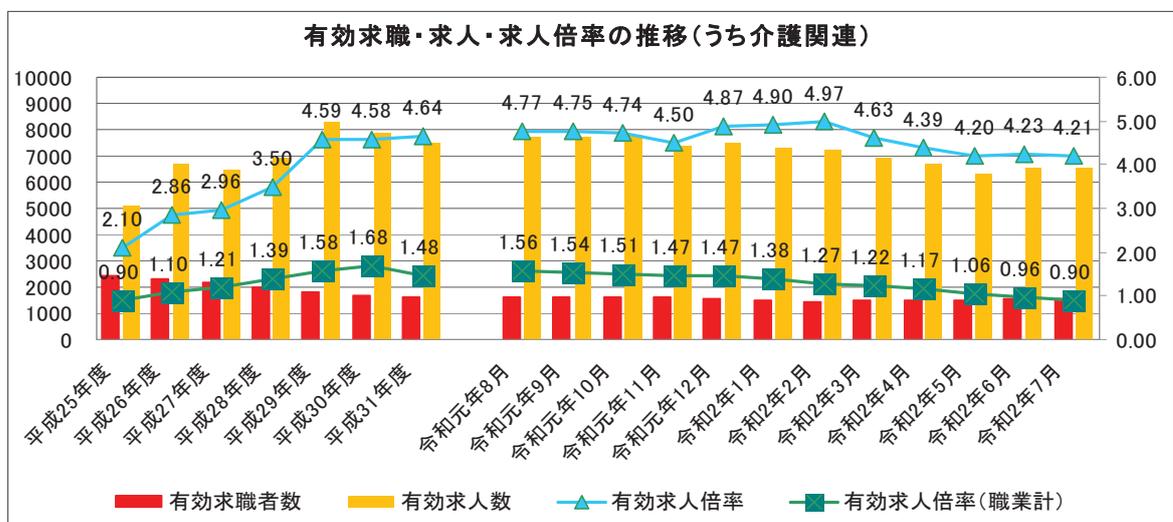
介護人材に係る需給推計（結果）

※R5から推計値（単位：人）

介護職員数	R元	R5	R7
需要推計	54,310	59,449	62,988
供給推計	54,310	56,442	57,222
需要と供給の差	0	3,007	5,766

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

介護人材を取り巻く課題（静岡県）



資料：R2.8 静岡労働局集計

有効求人倍率（職業計・福祉関連職業等比較）

（単位：倍）

全国計 （一般＋パート）	有効求人倍率 職業計 （季節調整値）	有効求人倍率（倍）	
		福祉関連 職業計	うち介護 関連
平成 27 年度（月平均）	1.21	3.21	2.96
平成 28 年度（月平均）	1.39	3.59	3.50
平成 29 年度（月平均）	1.58	4.22	4.59
平成 30 年度（月平均）	1.68	4.12	4.58
令和元年度（月平均）	1.48	4.00	4.64

資料：R2.8 静岡労働局集計

他産業との給与や勤続年数等の比較

区分	全 体			男			女		
	所定内 給 与 （千円）	平均 年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内 給 与 （千円）	平均 年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内 給 与 （千円）	平均 年齢 （歳）	勤続 年数 （年）
全産業	287.1	43.4	12.7	315.4	43.7	14.2	231.8	42.9	9.7
福祉施設介護員	227.1	44.0	5.9	235.9	41.7	6.3	222.2	45.3	5.7
ホームヘルパー	210.7	49.6	7.0	287.3	44.3	2.0	206.1	50.0	7.3
保育士	228.8	38.7	7.3	254.6	31.0	4.8	228.3	38.9	7.4

資料：令和元年賃金構造基本統計査

静岡県社会福祉人材センター 無料職業紹介事業の推移（静岡県）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
新規求職登録者数（人）	4,759	4,264	4,261	4,494	4,775
新規求人数（人）	16,198	17,670	19,373	21,743	19,482
紹介人数（人）	1,410	950	938	998	1,009
就職人数（人）	938	736	759	813	841
採用率（就職人数/紹介人数）	66.52%	77.47%	80.92%	81.46%	83.35%
充足率（就職人数/新規求人数）	5.79%	4.17%	3.92%	3.74%	4.32%

資料：静岡県社会福祉人材センター（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会）

⑥県内の在住外国人の状況

本県における外国人登録者数は、平成 27 年に 7 万 6 千人、令和元年に 10 万人と、年々増加しています。国籍では多いほうからブラジル、フィリピン、中国となっており、介護事業所への就労者数も増加しています。

在住外国人は、今後、様々な分野における担い手や地域活性化につながる人材として期待されており、国籍や言葉などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域社会の一員として、共生する社会を創っていくことが必要です。

外国人登録者数の推移（静岡県・全国）

（単位：千人）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
静岡県	77	75	75	76	79	85	92	100
全国	2,033	2,066	2,121	2,232	2,382	2,561	2,731	2,933

資料：法務省「在留外国人統計」、各年12月末日現在

令和元年度 外国人登録者の国籍（出身地）別人数（静岡県）

（単位：千人）

区分	計	国別							
		ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	韓国	ペルー	インドネシア	ネパール
静岡県	100	31	17	12	12	4	4	3	2

資料：法務省「在留外国人統計」、令和元年12月末日現在

外国人介護職員の受入状況

令和2年10月1日時点

区分	H28	H29	H30	R1	R2
雇用事業所数（A）	144 箇所	161 箇所	183 箇所	204 箇所	255 箇所
対前年度増減箇所数	+26 箇所	+17 箇所	+21 箇所	+22 箇所	+51 箇所
雇用人数（B）	245 人	277 人	326 人	394 人	563 人
対前年度増減人数	+48 人	+32 人	+68 人	+49 人	+169 人
1事業所あたりの雇用人数(B/A)	1.70 人	1.72 人	1.78 人	1.93 人	2.21 人

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

⑦福祉のまちづくりの推進状況

本県では、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、誰もが安全で円滑に利用できる公共的施設の整備やゆずりあいによる身体者障害者用駐車場の適正利用の促進を図っています。施設の条例適合率は令和元年度は43.0%であり、施設管理者等への整備基準の周知や啓発が課題です。

また、ゆずりあい駐車場の利用証交付枚数は毎年約5,000枚であり、民間施設の協力を一層図っていくことが課題となっています。

施設の条例適合件数の推移

（単位：件数）

年度	H8～ H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
適合率%	63.2	66.6	58.7	58.6	58.1	53.8	50.8	41.2	44.6	43.0	60.1
適合	3,516	231	192	201	175	157	156	118	127	89	4,962
届出	5,558	347	327	343	301	292	307	286	285	207	8,253

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

ゆずりあい駐車場の協力施設数・交付枚数の推移

年度	協力施設数（箇所）			利用証交付数（枚）		
	公の施設	民間施設	合計	車いす常時利用者用	その他の歩行困難者用	合計
H25	520	1,061	1,581	3,534	9,830	13,364
H26	1	38	39	811	3,578	4,389
H27	5	3	8	534	2,919	3,453
H28	6	4	10	675	3,773	4,448
H29	1	1	2	662	4,018	4,680
H30	1	10	11	910	4,590	5,500
R1	3	8	11	664	4,274	4,938
合計	537	1,125	1,662	8,112	34,090	42,202

※焼津市と藤枝市は制度開始（H25.2）前に先行実施

⑧災害対策の状況

令和元年台風第19号により、県内では死者3名、重傷者2名等の人的被害のほか、多数の住家被害等が発生し、大規模な災害となりました。

高齢者や障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦など、災害時に特に配慮を要する人について、個々の状況に応じた迅速できめ細かな支援が必要となることから、平時から要配慮者情報の把握、様々な災害を想定した避難訓練、ネットワークづくりなど防災対策を地域において取り組む必要があります。

避難行動要支援者の避難支援対策の取組状況（調査市町数：35市町）

地域防災計画の策定、福祉避難所設置は、35市町すべての市町で策定、設置済

項目		平成31年4月1日時点
全体計画の策定	着手済	31 (89%)
	策定済	28 (80%)
	未策定	4 (11%)
避難行動要支援者名簿の作成	作成済	35 (100%)
	未作成	0 (0%)
個別計画の作成	着手済	29 (83%)
	作成済	15 (43%)
	未作成	6 (17%)
福祉避難所運営マニュアルの作成	着手済	29 (83%)
	作成済	24 (69%)
	未対応	6 (17%)
避難行動要支援者の避難訓練実施（30年度実績）		19 (54%)

資料：静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課

市町における自主防災組織の結成状況

現在、県下には、5,161の自主防災組織が結成されています。

- ・組織数からみた結成率100%（自主防災組織 / 町内または自治会）
- ・世帯数からみた結成率94.2%（1,506,972世帯/1,600,343世帯）

資料：静岡県危機管理部危機情報課

近年の地震・風水害等による被害状況

日時	概況	主な被害
R1. 10.12	<p><台風第19号> 伊豆の国市、函南町に災害救助法が適用</p> <p>伊豆市、伊豆の国市、函南町に被災者生活再建支援法が適用</p>	<p>死者3名、災害関連死1名 重症者2名、軽症者5名 住家 全壊7戸、半壊9戸、一部損壊449戸、床上浸水1,010戸、床下浸水1,424戸 非住家 公共建物61棟、その他</p>

⑨自殺者対策の状況

本県の自殺者数は、減少傾向にあるものの、令和元年度の県内の自殺者数は、依然564人と高い数値となっています。

40歳代から60歳代の中高年が半数を占めていることに加えて、近年では、10代の若年層の自殺が増加傾向にあることから、若年層への対策も強化する必要があります。「自殺は追い込まれた末の死」である、「自殺は防ぐことができる」ということを踏まえ、社会的な取組として、総合的な対策を講じる必要があります。

自殺者数の推移（静岡県・全国）

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
静岡県	自殺者数	759人	674人	682人	602人	588人	586人	564人
	男性	544人	495人	502人	430人	437人	417人	428人
	女性	215人	179人	180人	172人	151人	169人	136人
	自殺率	20.7人	18.5人	18.7人	16.6人	16.3人	16.4人	15.9人
全国	自殺者数	26,063人	24,417人	23,152人	21,021人	20,468人	20,031人	19,415人
	男性	18,158人	16,875人	16,202人	14,642人	14,336人	13,851人	13,668人
	女性	7,905人	7,542人	6,950人	6,379人	6,132人	6,180人	5,757人
	自殺率	20.7人	19.5人	18.5人	16.8人	16.4人	16.1人	15.7人

自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数（自殺者数÷人口×100,000人）。

資料：静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

⑩ひきこもり対策の状況

平成27年度と平成30年度に行った内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人の推計数は、全国で115.4万人、本県では3.2万人（15歳～39歳：1.4万人、40歳～64歳：1.8万人）とされています。40歳～64歳では、ひきこもり状態になってから7年以上の者が約5割を占めるなど、ひきこもりは長期化、高年齢化しています。

令和元年度に本県が市町と共同で民生委員・児童委員等を対象に実施したひきこもり等に関する状況調査では、民生委員・児童委員が把握している分析が可能なひきこもり状態にある人は2,082人となっています。

80代の親と50代のひきこもりの子が同居する8050問題をはじめ、ひきこもりの背景にある生活課題は複雑化、複合化していることから、地域における包括的な支援体制の整備が必要となっています。

静岡県ひきこもり支援センター相談件数

※相談者の年度別概況

(単位：件)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
合 計	871	885	1,231	1,567	1,868	1,851	2,014	
相談者別	母	337	394	499	589	746	717	725
	父	70	63	144	98	143	168	125
	両親	81	103	90	78	85	117	96
	本人	108	46	197	61	320	266	249
	本人+家族	62	109	66	356	112	116	77
	その他家族	67	108	51	253	93	62	88
	その他	146	62	184	132	369	405	654

資料：静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

静岡県ひきこもり等に関する状況調査（令和元年9月実施）

県及び市町により民生委員・児童委員等を対象に実施した調査では、回答した民生委員・児童委員のうち25.3%がひきこもり状態にある人を把握していました。

県全体	東部	中部	西部
2,082人	601人	606人	875人
100.0%	28.9%	29.1%	42.0%

15～19歳	20代	30代	40代	50代	60～64歳	わからない・無回答	計
103人	178人	369人	574人	495人	181人	182人	2,082人
4.9%	8.6%	17.7%	27.6%	23.8%	8.7%	8.7%	100.0%

資料：静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

2 地域福祉活動の状況

(1) 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の定数は、令和元年12月の改選時において、政令市を含め6,938人であり、住民の良き相談役、支援機関へのつなぎ役として住民に最も身近な地域で活動しています。

しかし、近年、民生委員・児童委員の活動負担や担い手不足が課題となっており、本県では、民生委員・児童委員の活動負担軽減のため、令和元年12月から民生委員・児童委員協力制度を導入し、民生委員の活動を補佐するペアサポーターと地区民生委員児童委員協議会の運営等を補助するエリアサポーターを希望により配置しています。

民生委員・児童委員の数

○現行定数（令和元年12月1日から） （単位：人）

	地区担当委員 (A)	主任児童委員 (B)	民生委員・児童委員 (A+B)
県計	6,360	578	6,938
県計(政令市除く)	4,051	346	4,397

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

民生委員・児童委員の活動状況

○活動日数 （単位：日）

	H29	H30	R1
延べ日数	571,670	558,915	563,560
1委員当り	133.07	129.68	130.94

○訪問回数 （単位：回）

	H29	H30	R1
延べ回数	510,550	492,491	496,653
1委員当り	118.84	114.27	115.39

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

民生委員・児童委員協力員の配置状況（ペア、エリア別） （令和2年8月1日時点）

区分	協力員	
	ペアサポーター	エリアサポーター
配置	希望する民生委員に配置 (主任児童委員は除く。)	希望する地区民児協に配置 3人まで配置が可能
目的	活動負担軽減、精神的負担の緩和	地区民児協の運営補助
人数	110人	14人

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

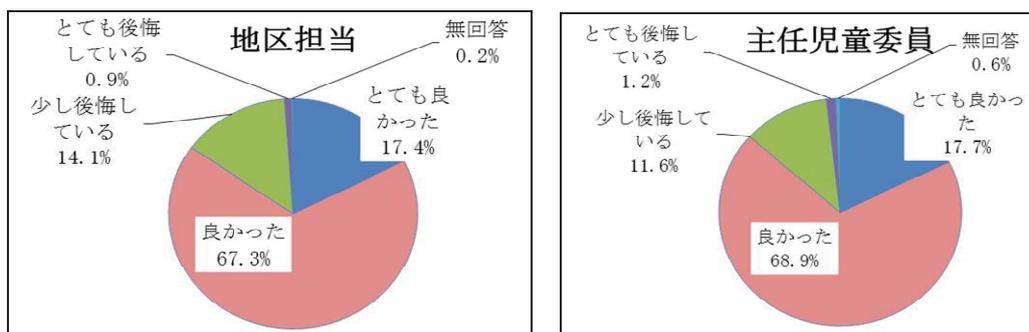
民生委員・児童委員アンケート調査 （平成31年3月地域福祉課実施）

○県内162地区民生委員児童委員協議会の会長、主任児童委員、1期目委員（2人）から抽出により調査を実施

○回答数は633件、回答率97.6% （有効回答数617件）

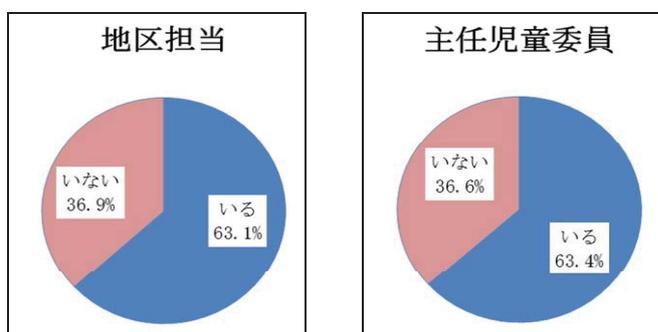
<委員になったことについての感想>

地区担当、主任児童委員ともに「とても良かった」「良かった」と8割超が回答



<委員の活動に対する負担>

地区担当、主任児童委員の6割以上が委員の活動に負担を感じていると回答



(2) 地域活動団体の登録の状況

ボランティア登録団体数、NPO法人数ともに、年間の推移は横ばいとなっています。学生、社会人など幅広い県民を対象とし、地域活動の担い手やリーダーとなるNPO法人などの活動は重要であることから、組織化や活動の活性化を図り、地域活動への参加促進を図ることが課題となっています。

ボランティア登録団体数（社会福祉協議会調べ）

（単位：団体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
団体数	3,365	3,215	3,148	2,919	3,018	3,160	2,857

※ 各年度4月時点

資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

NPO法人数（認証法人数）の推移

（単位：法人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内	1,203	1,250	1,258	1,266	1,281	1,265	1,264
全国	48,854	50,094	50,870	51,526	51,874	51,610	51,269

※ R2.7現在

資料：静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課

Ⅱ 静岡県地域福祉支援計画の改定経過

年 度	策定委員会・策定本部会議・県民等の意見聴取等
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を考えるブロック会議（市町、市町社協） <ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区（7/23） ・熱海・東部・御殿場・富士地区（7/8） ・中部・西部地区（7/10） ○県民意識調査（インターネットモニターアンケート 11/8～11/21）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を考えるブロック会議（市町、市町社協） <ul style="list-style-type: none"> <全体会> 講義（6/26） <地域別会議> <ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区（7/31） ・熱海・東部1（7/21） ・東部2・御殿場・富士（8/7） ・中部地区（8/5） ・西部地区（8/12） ○ 第1回地域福祉支援計画策定委員会（8/3） <ul style="list-style-type: none"> ・策定方針の説明 ○ 第2回地域福祉支援計画策定委員会（9/4） <ul style="list-style-type: none"> ・骨子案の検討 ○ 第1回地域福祉支援計画策定・推進本部会議（9/7） <ul style="list-style-type: none"> ・骨子案の提示・検討 ○ 地域福祉支援計画地域懇談会 （NPO、ボランティア等の地域福祉実践者等との意見交換） <ul style="list-style-type: none"> ・東部（10/27）、中部（10/29）、西部（10/22） ○ 第3回地域福祉支援計画策定委員会（11/17） <ul style="list-style-type: none"> ・素案の検討 ○ 第2回地域福祉支援計画策定・推進本部会議（11/20） <ul style="list-style-type: none"> ・素案の提示・検討 ○ パブリックコメント（12/25～1/20） ○ 第4回地域福祉支援計画策定委員会（2/15） <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の検討 ○ 第3回地域福祉支援計画策定・推進本部会議（2/24） <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の了承

Ⅲ 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部設置要綱

(目的)

第1条 静岡県地域福祉支援計画の策定及び推進を図るため、静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 静岡県地域福祉支援計画の策定及び推進
- (2) 市町地域福祉計画の策定及び推進に関する支援
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(本部)

第3条 本部は、別表に掲げる本部員をもって構成する。

2 本部に本部長を置き、本部長には健康福祉部長をもって充てる。

3 本部は、別に組織する静岡県地域福祉支援計画策定委員会と連携して、所掌事務に当たるものとする。

(作業部会)

第4条 第2条に掲げる事務に係る調査研究等を行うため、本部に静岡県地域福祉支援計画策定・推進作業部会（以下「作業部会」という。）を必要に応じて置くことができる。

2 作業部会は、本部員の所属する課等のうち、部会長が必要と認める課等の職員及び部会長が必要と認める健康福祉センターの職員等をもって構成する。

3 作業部会の部会長は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課長をもって充てる。

(会議)

第5条 本部の会議は本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

2 本部長が必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の事務局は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年8月20日から施行する。

別表

静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部

区 分	部局名	役職名
本部長	健康福祉部	健康福祉部長
本部員	知事直轄組織	政策推進局長
	危機管理部	危機管理部参事（政策調整担当）
	経営管理部	地域振興局長
	くらし・環境部	政策管理局长
		県民生活局長
		建築住宅局長
	スポーツ・文化観光部	スポーツ局長
		総合教育局長
	健康福祉部	理事（医療介護連携対策・社会健康医学推進担当）
		政策管理局长
		福祉長寿局長
		こども未来局長
		障害者支援局長
		医療局長
		健康局長
		生活衛生局長
	経済産業部	政策管理局长
就業支援局長		
交通基盤部	政策管理局长	
教育委員会事務局	教育部参事（総括担当）	
警察本部	総務部参事官兼総務課長	
事務局	健康福祉部	地域福祉課長

Ⅳ 静岡県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づき策定する静岡県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）を検討し、広く県民の意見を反映させるため、静岡県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、支援計画の策定に関する事項について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱した別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

別表

静岡県地域福祉支援計画策定委員会名簿

◎委員長 ○副委員長 ※50音順

氏名	職業又は役職名
青島 英一郎	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 静岡支部長
安藤 千晶	一般社団法人静岡県社会福祉士会元副会長 静岡市清水医師会在宅医療介護相談室 室長
太田嶋 俊彦	静岡県保育連合会理事
奥田 真美	NPO 法人みんなの家 静岡宅老所・グループホーム連絡協議会元会長
小柳津 順平	藤枝市健康福祉部自立支援課係長
幸田 享子	一般財団法人静岡県老人クラブ連合会副会長
五味 響子	NPO 法人静岡県ボランティア協会副理事長 静岡市番町市民活動センター長
古本 達也	静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
齋藤 昌一	一般社団法人静岡県医師会理事
杉本 正	静岡県民生委員児童委員協議会会長
土屋 幸己	一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事
◎中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科教授
中村 彰男	KHJ 静岡県いっぷく会代表 (NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会静岡県支部)
○西村 慎言	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部 部長代理
松井 洋治	社会福祉法人掛川市社会福祉協議会事務局次長
諸田 嘉人	社会福祉法人・学校法人天竜厚生会 地域福祉事業部地域福祉課課長
山本 真由美	静岡県手をつなぐ育成会常任理事

V 計画に位置付ける施策とSDGsの関連

持続可能な社会の実現を目指し、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、令和 12 (2030) 年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される 17 の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められている。

SDGs の 17 の目標

- あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
- すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
- レジリエント（強靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- 国内と国家間の不平等を是正する
- 包摂的、安全、レジリエント（強靱）で持続可能な都市と人間居住を実現する
- 持続可能な生産消費形態を確保する
- 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



Ⅵ 社会福祉法（抄）

（昭和26年法律第45号）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の重層的支援体制整備事業とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福

祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村の支弁)

第百六条の七 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

(市町村に対する交付金の交付)

第百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

- 一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額
- 二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者（以下この号において「第一号被保険者」という。）の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額
- 三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率（第百六条の十第二号において「第二号被保険者負担率」という。）に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額
- 四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額
- 五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号、第三号及び前号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第百六条の九 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

- 一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額
- 二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額
- 三 第百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

(市町村の一般会計への繰入れ)

第百六条の十 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

- 一 第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額
- 二 第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

- 第百六条の十一 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二(第三項を除く。)並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、第百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)として行う同条第二項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第百二十三条第三項において同じ。)」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同条第二項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同条第二項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 4 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)として行う同条第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。)」とする。

(市町村地域福祉計画)

- 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

富国 有徳の美しい “ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

第4期静岡県地域福祉支援計画

令和3年3月

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追町9番6号

TEL 054-221-2321 FAX 054-221-3279

E-mail chifuku@pref.shizuoka.lg.jp